

SOC Basic ご利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、アルプスシステムインテグレーション株式会社（以下「ALSI」といいます）が提供するクラウド SIEM ソリューション「Sumo Logic」のオプションサービスとして、セキュリティ機器やネットワーク機器、各種デバイスなどのログを監視し、サイバー攻撃の検出や脅威となるセキュリティイベントを分類し、通知するサービス「SOC Basic（ソックベーシック）」（以下「本サービス」といいます）をご利用いただく際の条件を定めたものです。本サービスの提供を受ける当事者（以下「お客様」といいます）は、以下の各条項をご確認いただき、本規約に同意する場合にのみ、お申込みを行ってください。本規約は、民法 548 条の 2 が定める定型約款に該当し、お客様と当社との間に締結される法的な契約です。本サービスをご利用された場合は、利用規約の内容に合意したものとみなし、お客様と当社との間で下記条件内容による本契約が成立したものとします。なお、利用規約及び本サービスの利用に関して契約者と当社の間で成立する合意を「本契約」というものとします。

1. 利用条件

本サービスをご利用いただくにあたり、下記の条件を満たしている必要があります。

- a) お客様は ALSI より購入した Sumo Logic を利用していること
- b) お客様は ALSI へ Sumo Logic のユーザーアカウント (Administrator 権限) を提供いただくこと
- c) お客様が Sumo Logic のアラート通知時の通知先として本サービスサポートセンターのメールアドレスを登録すること

2. 契約期間

- a) お客様は、本サービスの利用料金が支払われている期間中に限り本サービスを利用することができます。本サービスの最低利用期間は、12 ヶ月とし、契約開始日から当該開始日の属する月の月末から 12 ヶ月とします。但し、開始日が各月 1 日である場合は、開始日の属する月の月末から 11 ヶ月とします。
- b) 本サービスの利用申込は、ALSI が別に定める注文書に必要事項を記載して ALSI に提出することにより行うものとします。
- c) 本サービスは年間契約となっています。お客様はお客様の希望する日の 1 ヶ月前までに ALSI に通知することで契約を解除することができます。
- d) 契約期間中にご解約される場合、月額で利用料金をお支払いする契約のとき（以下「月払い契約」といいます）は、残りの契約月数に月額料金を掛けあわせた金額を一括でお支払いいただき、年額（12 ヶ月）一括で利用料金のお支払いをする契約のとき（以下「年払契約」といいます）は、すでにお支払いいただいている金額については返金いたしません。但し、ALSI の責に帰すべき事由により解約する場合には、この限りではありません。
- e) 契約は、期間満了をもって契約終了となります。継続利用をご希望の場合は、1 ヶ月前までに更新のご注文をお願いします。
- f) 尚、ALSI は、理由の如何を問わず本サービスの一部または全部を終了させることができます。その際には ALSI よりお客様に 1 ヶ月以上前に通知をいたします。お客様が契約金額を全額お支払済で、かつ ALSI が提供期間を残して本サービスを終了する場合には、該当サービスの未サービス分の日割り額を ALSI よりお客様に返金いたします。

3. サービス概要

【導入時】

a) Sumo Logic 監視設計

Sumo Logic を利用した監視設計のコンサルティングサービスを提供いたします。

i. サービス内容

- － 監視要件を決定し、アラート内容を決定
- － エスカレーションフローや通知フロー等を決定
- － 監視用クエリーの作成（5 製品）

※1 ヶ月間程度の作業を想定しています。

【継続提供サービス内容】

b) セキュリティインシデント通知

Sumo Logic にてアラート通知した、3 段階：High, Medium, Low のうち High に該当するアラートをメールもしくは電話、Medium, Low に該当するアラートはメールにて通知いたします。

i. サービス提供時間

24 時間 365 日

ii. 提供方法

電話または電子メール

c) 月次レポート

Sumo Logic にて通知したアラートに対してのセキュリティ分析レポートを提供いたします。

i. サービス提供頻度

1 ヶ月毎

ii. 提供方法

電子メール

4. 再委託

- a) ALSIは、本サービスの提供の全部または一部の業務を第三者へ再委託（再々委託を含む）できるものとします。
- b) 前項に基づき本サービスの全部又は一部を再委託する場合、再委託先に対し本契約条項に定める ALSI の義務と同一の義務を課すと共に、再委託先の当該義務の履行につきお客様に対して保証するものとします。

5. お支払い

本サービスの提供にあたっては、ALSI が事前に本サービス料金を受領している必要があります。ALSI はお客様に請求書を発行いたします。請求書に記載ある支払日までにお支払ください。かかる税金はお客様負担となります。

6. 秘密保持

- a) お客様及び ALSI は、本申込書及び本契約条項に基づいて相手方から開示、提供されたアイデア、ノウハウ、技術情報、営業情報その他の情報のうち次の各号の何れかに該当するもの（以下「秘密情報」という）について善良なる管理者の注意をもって秘密を保持し、これらを本サービス契約遂行のためにのみ使用します。なお、本契約条項の当事者のうち、秘密情報を開示した者または開示する立場にある者を「開示者」といい、秘密情報の開示を受けた者または受ける立場にある者を「受領者」といいます。
 - i. 開示者が、受領者に対して開示した技術、開発、製品、営業計画、ノウハウまたは第三者に関するものを含む情報のうち、適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により、秘密である旨が明示された一切の情報。
 - ii. 開示者が、受領者に対し、口頭、通信もしくは視覚的に開示した情報であって、開示の際、開示者から秘密である旨を告げられた情報。
- b) 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - i. 開示を受けた際、既に受領者自ら所有し、又は第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手していたもの
 - ii. 開示を受けた際、既に公知であったもの
 - iii. 開示を受けた後、受領者の責に帰し得ない事由により公知となったもの
 - iv. 開示を受けた後、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの
 - v. 開示を受けた後、秘密情報によることなく、独自に開発したもの
- c) お客様及び ALSI は、本申込書及び本契約条項を履行するにあたり自己ならびに再委託先の役員および従業員（以下「役職員等」とします）のうち、秘密情報を知る合理的必要性のある役職員等以外の者に秘密情報を開示、漏洩または提供しないものとします。
- d) 前項の定めにかかわらず、法令または行政機関もしくは司法機関の命令により開示が義務付けられた場合には、法令等で認められる場合には、可能な限り速やかに相手方に対して通知し、協議した上で、適法に開示が要求されている部分に限り、開示できるものとします。但し、開示した秘密情報が行政機関又は司法機関により秘密としての取扱いが受けられるよう最善を尽くすものとします。
- e) お客様及び ALSI は、開示者から要請のあった場合には、すみやかに当該他方当事者から提供を受けた秘密情報を返還又は廃棄します。両当事者の間で秘密情報の保持に関する契約が有効に存在している場合、お客様および ALSI は、秘密情報の管理については当該契約を優先して適用するものとします。

7. サービスの保証

ALSI は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供し、本サービスの提供ができない場合には、随時ご連絡いたします。但し、ALSI は、本サービスがお客様の特定の目的に対して有用であること、および商業的有用性を有していることに関して保証をするものではありません。また、ALSI は、本サービスがいかなる環境においても停止又は中断しないこと、すべての機能が発揮されること等に関して保証を行いません。

8. 不可抗力

いずれの当事者も、金銭債務の履行を除き、相手方に対し、自己の合理的な支配が及ばない事由（以下「不可抗力」という。）による本契約に基づく自己の義務の不履行または履行遅滞について、責任を負わないものとします。不可抗力には天災、政府または政府機関の行為、法律、規制または命令の遵守、火災、暴風雨、洪水、伝染病・感染症もしくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない。）、反乱、革命もしくは暴動、またはストライキもしくはロックアウトの他計画停電、大規模システム障害、複数の者に影響を及ぼす同時多発障害を含むが、これらに限定されません。

9. 責任の制限

- a) ALSI は本サービスに関連して保証しないとされている事項、責任を負わないとしている事項については債務不履行、不法行使責任、その他法律上の請求原因のいかんを問わず、また、損害の発生の予見可能性の有無を問わず、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- b) また、いかなる場合においても、ALSI がお客様に負う損害賠償の累計総額は、お客様に実際に発生した直接的かつ通常の損害に対し、本サービスの直近 12 ヶ月の購入代金を超えないものとします。

10. 期限の利益の喪失

- a) お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、ALSI からの何らの通知催告なく、お客様は本契約に基づく一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。
- i) 所有物件又は権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は租税公課の滞納督促若しくは滞納による保全差押を受けたとき（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除きます。）
 - ii) 支払停止があったとき又は破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生手続の開始の申立があったとき
 - iii) 手形交換所から不渡報告又は取引停止処分を受けたとき
 - iv) 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
 - v) 営業の廃止、重要な営業の譲渡又は会社の解散を決議したとき
 - vi) 利用規約に違反したとき
 - vii) 財産状態が悪化するなど、利用規約上の義務の履行が困難であると認められるとき
 - viii) お客様が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)であること、または反社会的勢力であったことが判明したとき。
- b) ALSI は、お客様が前項の各号のいずれかに該当したとき、または、不当に ALSI の名誉又は信用を棄損する行為を行ったときは、何らの通知及び催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができます。
- c) 前項に定める本契約の解除は、お客様に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

11. 総則

- a) お客様及び ALSI は、自由に他社と本サービス同様の契約を締結することができます。
- b) お客様は、ALSI の書面による同意を得ることなく本サービスの権利を第三者に譲渡または転売しないものとします。
- c) お客様及び ALSI は、本契約に適用される各種法令を遵守するものとします。
- d) お客様及び ALSI は、本契約をその一部か全部かにかかわらず、相手方の書面による事前の同意なく譲渡する、または譲渡しようとすることはできません。但し、かかる同意は不合理に留保されないものとします。お客様または ALSI のいずれかが合併・買収によって関連会社や後継組織に本契約を譲渡する場合、相手方の同意は必要ありません。ALSI は、本契約に基づき支払いを受ける権利を、お客様の同意なく譲渡することができます。
- e) 本契約の終了後もその性質上存続する義務および権利は、かかる義務の履行または権利の行使が完了する日まで有効に存続し、お客様または ALSI それぞれの後継者や譲受人にも適用されます。
- f) お客様と ALSI は、本契約に基づくかまたは関連する各々の権利、責務、および義務を決定、解釈、および施行するにあたり、日本法を適用することに同意します。
- g) お客様と ALSI との間での紛争が生じた場合、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡裁裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12. 本サービスおよび本契約の変更

ALSI は、本契約の内容は予告なく変更することができるものとします。お客様が本サービスを利用する場合、ALSI が Web サイトに掲載する最新の本契約の内容に同意したものとみなします。